

働く時に知っておきたい

ハラスメント講座



職場におけるハラスメントは、労働者個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為です。更に、社員の有効な能力発揮を妨げ、会社にとっても職場秩序や業務遂行の妨げとなり、社会的評価に悪影響を与える問題です。ハラスメントを起こさないための対策と発生した場合の対応について学びます。自ら行為者にならない、発生させない環境作り、良好な人間関係の構築、活気ある職場を目指します。

♠ 日時 2019年9月21日(土)/9時30分～11時30分

♠ 会場 茅ヶ崎市勤労市民会館/3階/B研修室

♠ 定員 20名/申込制・先着順

♠ 講師 JADA/長橋輝明

♠ 費用 無料

♠ 申込方法 茅ヶ崎市勤労市民会館/受付/電話/HPより

♠ 申込期間 8月15日(木)～9月20日(金)

♠ 申込時間 10時00分～21時00分(休館日を除く)

※休館日は原則毎月第4月曜日



「茅ヶ崎市勤労市民会館」

茅ヶ崎市新栄町13-32

0467-88-1331

※当館には駐車場がございません。最寄りの駐車場か公共交通機関をご利用願います。